

平成23年度第1回

地域密着型サービスの運営に関する専門委員会会議録

と き 平成24年3月6日（火）

ところ 市役所第二庁舎801会議室

## 平成23年度第1回地域密着型サービスの運営に関する専門委員会

日 時 平成24年3月6日(火)

場 所 市役所第二庁舎801会議室

出席者 <委員>

竹 内 實	相 原 淑 郎	伊 藤 謙 一 郎
大 鳥 龍 男	鈴 木 由 香	中 里 成 子
畠 山 重 信	藤 井 律 治	山 岡 聡 文

<保険者>

介 護 福 祉 課 長	高 橋 美 月
介 護 福 祉 課 長 補 佐	上 石 記 彦
介 護 保 険 係 主 任	岡 本 正 信
給 付 担 当 主 事	松 村 恵 理 子
給 付 担 当 主 事	森 谷 知 之

欠席者 <委員>

鴨下 義

<保険者>

福祉保健部長 佐久間 育子

傍聴者 0名

議 題 議 題 地域密着型サービス事業者の指定について  
管外(市外)事業者 6事業者(報告)

開 会 午前9時30分

(事務局) それでは、おそろいですので、ただいまより平成23年度第1回地域密着型サービスに関する専門委員会を開催いたします。

本日の会議開催に当たりまして、鴨下委員よりご欠席の連絡をいただいております。

なお、会議録作成のため、ICレコーダーで録音させていただいておりますが、発言の前にお名前をよろしく願います。

それでは、竹内委員長、お願いします。

(竹内委員長) はい。皆さん、おはようございます。寒さの中、早い時間からご出席いただきまして、ありがとうございます。年度末押し詰まってまいりまして、ただいま、市では第1回定例会が開かれております。24年度の事業予算が審議されておまして、きょうは部長もそちらの関係で出られないというご連絡をいただいておりますけれども、地域の皆様方の期待が大きいこの会議でございます。熱心なご議論をお願いいたしまして、期待に応えてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願います。

それでは、会議に先立ちまして、介護福祉課長よりご挨拶をお願いいたします。

(介護福祉課長) 皆さん、おはようございます。介護福祉課長の高橋です。

皆様、本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。本日は、部長が公務で出席できませんので、代わりに私からご挨拶させていただきます。

介護保険制度も、平成12年度に創設されてから12年が経過しようとしておりますが、その間、幾度かの制度改正、報酬の改定等が行われてまいりました。サービス内容につきましてもさまざまな改編がなされているところですが、市といたしましても利用者、また事業者の皆様とよりよい制度のあり方を模索しながら、あるべき制度の姿により近づいていけるよう尽力してまいり所存でございます。

この専門委員会においても、地域密着型サービスが創設された平成18年度より活発なご論議をいただいております。私どもではなかなか気づくことのできない点につきまして、しばしば豊富なご見識やご経験に基づいての鋭いご指摘を賜っているところであり、この場を借りて改めましてお礼を申し

上げたいと思っています。

本日、議題といたしましては、小金井市外にあります地域密着型サービス事業所の6カ所につきまして、今年度新たに指定をいたしましたので、こちらについてご報告を差し上げたいと思います。内容の詳細につきましては、事前に配布させていただいている資料のほうでご案内しているところですが、夜間対応型訪問介護事業所が3件、小規模多機能型居宅介護事業所が2件、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームですね、こちらが1件で、計6件という内訳になっております。

これらの事業所につきましては、既に所在する区市町村において今回と同様の委員会の承認を得た上で適正に指定を受けている関係上、市による指定事務を先行させていただいております。本委員会におきまして事後承諾の形式でのご報告を差し上げるという運用をさせていただいているところですが、こちらにおいての活発なご論議をいただきますことで、より客観的、かつ多面的な立場からのご意見を賜り、今後の制度運営に生かしていきたいと考えているところですので、本日はよろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

この4月から、第5期計画期間の初年度が始まることとなります。今後、新たなサービスの導入も考えておりますので、そちらの準備を順次開始させていきたいと考えております。こちらにつきましてもご助力賜りますように重ねてお願いを申し上げます。

それでは、よろしくお願いいたします。

(竹内委員長) ありがとうございます。

それでは、続きまして、事務局より配付資料についての説明をお願いいたします。

(事務局) 机上に本日の次第と、事前配付資料の目次についてですが、すみません、武蔵野市と小平市が入れかわってしまいました。申しわけありません。差しかえ版です。もしなければ用意してあります。大丈夫でしょうか。

では、委員長、お願いします。

(竹内委員長) それでは、議事に入らせていただきます。

まずはじめに、(1)地域密着型サービス事業者の指定について。管外、市外の事業者=6事業者でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局) まず冒頭に、当専門委員会にて審議される地域密着型サービス事

業者の指定に関するものについてご説明をいたします。事業者の指定に関しまして、介護保険法第78条の2第6項に、「事業所の指定を行うとき又は指定をしないこととするときは、あらかじめ当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」との規定がございます。その規定に基づき、当専門委員会でご審議をしているところでございます。

また、市外に所在する事業所の指定につきましては、既に当該事業所の所在する地域の保険者において、申請の適法性について審査しておりますところから、平成18年9月4日付地域密着型サービスに関するQ&Aに、地域密着型サービス運営委員会において事前に他市町村に所在する事業者の指定に限り、運営委員会を開催することなく指定できるといったことを決めておくことが可能とあり、このQ&Aを元に、平成19年10月25日開催の当専門委員会において承認をいただいております。

以上の規定に基づきまして、今回、市外に所在する事業所の新規指定に関してご報告申し上げますので、よろしくお願いいたします。

(竹内委員長) ありがとうございます。

(事務局) ちょっと続けて読ませていただきます。

(竹内委員長) はい。どうぞ。

(事務局) まず、1件目なのですが、「ジャパンケア武蔵野」。武蔵野市に所在いたします、夜間対応型訪問介護事業所でございます。

利用予定者数につきましては、300人。うち武蔵野市民以外は150人を予定して開業されています。

指定年月日は平成23年、昨年10月1日付でございます。

現在、小金井市内の利用希望者数は14名。こちらは、後ほどご説明いたしますが、この前の事業者さんであるハッピー武蔵野さんからの引き継ぎでございます。

それから、資料の13ページが「ジャパンケア小平学園西」。こちら、所在地は小平市。事業の種類は夜間対応型訪問介護事業所。

利用予定者数につきましては、300人。うち、小平市民以外の方150人を予定していらっしゃるということです。

指定年月日は平成23年、昨年10月1日付けです。

利用希望者数。小金井市の利用を希望されていらっしゃる方は6名で、こちらにもハッピー小平さんからの引き継ぎです。

こちらの2事業所につきまして、これまでの経緯についてご説明をさせていただきます。こちらの2事業所につきましては、それぞれ平成20年8月1日付で株式会社ジャパンケアサービス運営のハッピー武蔵野、ハッピー小平としてこれまでも指定を行ってきたところでございます。今般、同社の運営法人の持株会社である株式会社ジャパンケア東日本が傘下会社の経営を一本化するのに伴い、これらの2事業所を運営してきた株式会社ジャパンケアサービスを吸収合併いたしました。これにより、既に指定を受けております各事業所につきまして、運営法人が変更になりましたので、新規指定の申請を行ったものです。

なお、夜間対応型訪問介護事業所は市内に事業者の開設がないため、本来であれば地域密着型事業所につきましては、利用者お1人ごとに指定を行うべきでございます。つまり、指定に際して、利用を希望した利用者さんですとかそういった方を個別に指定をさせていただいておまして、その方がおやめになったりとか利用を停止されたことによって利用終了というのと同時に、指定の効力も失われるという形式を取っているんですが、こちらの夜間対応型訪問介護事業者につきましては、武蔵野市、小平市とそれぞれ小金井市が覚書を締結することにより、これらの事業所については利用者お1人ごとの個別指定はせず、一括して指定を行い、個別利用者の利用開始及び終了については別途、事業所から毎月まとめて報告をいただく方式をとっております。

そういった形で、先ほど申し上げたように、14名、6名が引き続きご利用いただいております。

それから、本委員会開催に先立ちまして、使用中の文言についてご質問を賜っております。資料3ページ、それから15ページですね。「夜間対応型訪問介護事業所の指定に係る記載事項」の書類がございますが、こちらの下段、下から2番目の枠の箇所に、「通常の事業実施地域」という記載がございます。この意味なのですが、通常、事業所の想定している事業の実施地域ということでございまして、具体的に申しますと、例えば仮にここに記載された地域以外の事業者——例えば3ページのジャパンケア武蔵野さんですと、記載

されておりますのは武蔵野市、三鷹市、小金井市の3市でございますので、ここに記載のない国分寺にお住まいの方がジャパンケア武蔵野を利用したいという申し込みをしたといたしますと、これは通常、ジャパンケア武蔵野さんが想定していた地域外からのお客様ということになりまして、例えば追加の交通費ですとか費用を徴収できるというようにしております。

ジャパンケア武蔵野及びジャパンケア小平学園西につきましては、先ほど申し上げましたような経緯から個別の指定を行うことなく、小金井の方にもご利用いただいておりますため、通常の実施地域に小金井市を加えていただいておりますというところでございます。

それから、ジャパンケア小平学園西——15ページの下段にありますけれども、こちらについては詳しく町名まで記載をいただいております。桜町、本町、貫井北町、貫井南町という形で記載をいただいておりますが、これは2つの事業所が同一法人によって運営されておる事業所でございますので、小金井市全域を二分する形で管轄があるということでございます。このことを詳しく小平さんのほうはお示しいただいているという趣旨の記載になっております。同一法人内での調整をいただいておりますので、それぞれの事業所の担当地域外も利用者さんがいらっしゃれば、それぞれお互いに紹介し合っていたといたくという形で、例えば小平学園西のほうがこの実施地域以外のお客様も担当されて実費の交通費を徴収するというようなことは、通常は考えられません。

2事業所については、ご説明は以上になります。

続きまして、資料で申しますと25ページですね。「株式会社日本夜間介護センター西東京」でございます。こちら所在地は国分寺市になっております。事業の種類は、同じく夜間対応型訪問介護事業所。

利用定員は300人で、うち国分寺市外の利用者については200人を予定しているということでございます。

指定年月日は平成24年、本年の1月1日でございます。

利用希望者は1名。

こちらの事業所の経緯についてご説明をさせていただきます。株式会社日本夜間介護センター西東京につきましては、国分寺市に所在する夜間対応型訪問介護事業所でございます。当該事業所につきましてもジャパンケアサ

サービスの先ほどの2事業所と同様、市内に開設のない夜間対応型訪問介護事業所ということもあり、特に特定の利用者の方に限定することなく、一括で指定を行う方式をとらせていただいております。

現時点での利用者の方は、1名と申し上げましたけれども、当該利用者につきましては当事業所を利用するより前にほかのサービスで利用限度額満額までのご利用をいただいております。こちらの事業所の利用は現在、自費で行っていただいております。したがって、厳密に申しますと、介護保険での利用者というのは、現時点では小金井市内にはいらっしゃいません。

それから、先ほど触れました、通常の事業実施地域。こちらの申請書では小金井市。先ほどの2事業所では小金井市が入っております。こちらの申請書のほうにも入っているんですが、この先の運営規程、29ページの第10条では「通常の事業の実施地域は、国分寺市全域とする」ということになっております。小金井市が入っていないということになっておりますが、これは指定審査の段階で現時点で使っていらっしゃる運営規程をご提出いただいたためでございます。無論、この地域におきまして指定が正式に承認された後には、運営規程を改めていただく予定でございます。

先ほどご紹介いたしましたジャパンケアの2事業所につきましては、既にハッピー武蔵野、ハッピー小平という形で同様の指定を受けていただいておりますので、運営規程のほうにあらかじめ小金井市のほうが含まれて作成をされておりますが、こちらの様式の違いでこうなったということがございます。

それから、通常の実施地域についてなんですけれども、あくまで通常の実施地域となりますので、利用者お一人おひとりの対応を行う個別指定については、小金井市を入れるような形で改めていただくということはまだ行っておりません。

以上、ご報告申しあげました3件の事業所につきましては、個別の指定ではなく保険者間の取り決めによって利用者お一人おひとりの個別指定は不要としているために、通常の実施地域に入れて表示しようというという意味で記載いただいているということがございます。

続きまして、資料で申しますと33ページ。事業所名「有限会社ケアサービ



スこまつ」でございます。これは所在地は三鷹市になります。事業の種類は小規模多機能型居宅介護。

利用定員につきましては、登録定員が25名、通いの定員が15名。それから宿泊の定員が9名となっております。

指定年月日は平成23年6月1日。

利用希望者数は1名です。

その次が、資料で申しますと45ページ。事業所名が「小規模多機能型ケア米沢の家」。

所在地が長野県茅野市。

事業の種類は、同じく小規模多機能型居宅介護。

登録定員は25名。通いの定員が15名。宿泊の定員が7名でございます。

指定年月日は平成23年12月1日。

利用希望者数は1名。

最後は、資料で申しますと57ページから。事業所名が「リアンシェール清瀬」。所在地が清瀬市でございます。

事業の種類は認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームといわれるものです。

利用定員は1ユニットが9人ずつで、2ユニットございますので、全部で18名。

指定年月日は平成23年9月1日でございます。

利用希望者数は1名。

以上、6件の指定につきましては、申請書類の審査及び事業所所在地の区市町村の指定の確認等行いまして適正と判断いたしましたので、指定を行いました。

以上、ご報告申し上げます。

(竹内委員長) はい。ありがとうございました。

説明が終わりましたので、質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

山岡委員、どうぞ。

(山岡委員) 薬剤師会の山岡ですけれども、この基本的な流れを最初に。わからないんですよ。大体……。要するに、例えば介護をする人が、ほかの

地域のこの場所に入りたいといったときに、それは小金井市に申請するわけですか。その最初の流れが……。多分、大体わかってくると思うんだけど、最初の流れがわからないと、この質問をしようがないんです。

(竹内委員長) それでは、答弁をお願いします。

(事務局) じゃ、まず、大まかなところから。

(山岡委員) 大まかな、大体の数字でいいです。

(事務局) 介護福祉課長の高橋です。

地域密着型の事業所なんですけれども、基本的には、その事業所が所在する市で、例えば小金井市内にできた事業所であれば、小金井市がその事業所が介護保険制度の中で実施をしていく指定というもの、それを行い、かつ、その事業所については小金井市民の方が利用される施設としてあるのが基本の考え方になります。

ただ、そうはいつでも、例えば小金井に新たな事業所ができたときに、その定員がすぐに小金井市民の方で埋まるかどうかというのはわかりませんが、とすると、事業所のほうでも運営等で定員は埋めたいところがありますし、かつ、たまたま近くの市外の方でその事業所をお使いになりたいという方がいらっしゃったときに、所在する小金井市の行政のほうが、じゃあ、他市の人を入れてもいいですよというご希望があった場合に、そういう形で承が取れた場合には、他市の方でも入っていただけるんですね。

それで、先ほどご説明したとおりに、今回の場合は逆のケースで、小金井市民の方が他市にある事業所の地域密着型の事業所を利用したいというご意向があって、その場合に相手の事業所がある市町村のほう、保険者のほうが、じゃあ、今は空きがあるし、ほかに自分のところの市民の方の利用希望がないということで、ご利用いただいてもいいですよというときに、相手のところでは、当然、その事業所を指定されているわけなんですけれども、小金井のほうでも、その相手の方の了承をいただいて、ご希望の方の方に利用していただく際に、市でも指定の手続きを取らせていただくという形なんです。

ですので、先に他のその事業所は運営をとるか、開設されるというのは相手方の保険者、市役所のほうで指定を行っているので、新たに他市の、小金井市の人が入っていただく際には書類上の確認をさせていただいて、先に保険者である私どものほうで指定をさせていただいております。そちらのご

報告をこの委員会にさせていただき、ご意見を賜り今後の指定事務に生かさせていただきますということなんです。

(竹内委員長) どうぞ。山岡委員。

(山岡委員) 大体、そのとおりだろうと思うんですけど。

そうすると、日程的に、例えばケアマネージャーと相談してここに入りたいと言ってから、どのぐらいの期日でそれが日程で許可されるわけですか。すぐにもOKなんですか。

(事務局) それにつきましては、まず、私どものほうから事業所が所在する市町村に許可を取って、市町村のほうからこちらの地域密着型を小金井の方も使っていただいても結構ですよという同意をいただくわけでございます。その同意が、どれだけの早さでいただけるかなということもかかわってきますので、相手の事業所の所在地によっては、例えば1週間を少なくとも見ていただかないと出せないということもあれば、すぐにお出しできますというような保険者もありますので、どういう形でもこちらで必要書類をそろえさせていただきますとらせていただきますので、おおむね数週間程度ご準備いただくと……。

(山岡委員) 1カ月ぐらいは軽く？

(事務局) 弱ぐらいは……。

(山岡委員) ありがとうございます。

(竹内委員長) よろしいでしょうか。

(山岡委員) はい。

(竹内委員長) ほかにいかがでしょうか。大鳥委員、どうぞ。

(大鳥委員) えーとね、指定についてというのは、この委員会の協議を経て最終的に決まるんですか。でしょうね。位置づけが、この委員会で指定することについてもう既に進んでいるのか、この会議の後に決まるのか。それ、どうなんでしょうか。

例えばここに出されている資料なんかを見ますと、それなりにいい加減なところがあるんですね。例えばこれは清瀬ですけども、60ページに運営規程ですね。例えば6条というところでは、これは「清瀬市の住民票を有している清瀬市民である高齢者」という限定的な規程がこういう資料の中に入っている。これなんかは、どうなんでしょうか、小金井市が入るのかわからな

い、こういう規程をもし出されちゃうと。

こういうのが幾つかあるんですよ。例えば国分寺もそうですけど、規程には国分寺市にいる人ということで、小金井市は入ってない運営規程。これらが添付資料としてくっついて、それを申請資料として私たちに審議してくれということですから。

(竹内委員長) 今、大鳥委員の質問は、私も事前に同じような疑問がありまして事務局に質問してありますので、合わせて答弁してください。

(給付担当主事) 事務局の森谷でございます。

運営規程の記載の部分なんですけれども、まず最初に、清瀬なんですけど、入退居条件の中に清瀬市の住民票を有している清瀬市民であるというような条件があるということなんですけど、これは、先ほどご説明いたしました、運営規程自体はこちらの指定を受ける前にいただいておるものがございますので、指定を受けていただいた後に、順次、改めていただくという形になっております。そのために、現時点では清瀬市の住民票を持たれる方という要件が入っておりますが、これについては、指定を受けた後に順次、改めていただいて小金井市の方も入れていただくというふうには。

それから、国分寺市の住民規程の第10条をおっしゃっているのかと思いますが、こちらにつきましては、先ほどご説明いたしました、通常の地域の実施地域ということで、今回、国分寺の事業者の方は特に利用者の方を限定せずに指定を受けていただいておりますので、こちらについても改めていただく予定でございます。

以上です。

(竹内委員長) よろしいですか。

(大鳥委員) あのね。指定する前につくったのがこの運営規程だと。それで、ここをまだ指定してないですね、小金井市は。で、こういう資料をつけられると、訂正をちゃんと要求しないですかね。ちゃんとしたものを出してくれということ。ちょっとよくわからない。

(事務局) はい。

(竹内委員長) どうぞ。

(事務局) 先ほどご説明したとおりに、基本が地域密着型のサービスを提供する事業所なんですけれども、その事業所が所在をする地域の住民の方を入

れるのが原則なんですね。で、空きがある場合で、また他市の方のご要望があったときに受け入れが可能かどうかというところを判断をして、その事業所、自分の事業所がある市町村のほうでも他市の人を入れても構わないよというような了承があったときに、他市の住民を受け入れることができるという形になっています。

ですので、あくまで基本のところって最初に申し上げたとおりに、指定の前のものであるというのは、基本的にはその際に受け入れをされている、当然、当該所在をする市区町村の方を受け入れているわけですから、基本的にはその住民の方を基本とするような運営規程というものを持っていらっしゃるんですね。

他市の、例えば今回の場合ですと小金井市民がその事業所を利用したいというご希望があって、その際のものでありますので、正式な指定をした後にこの運営規程を直していただくわけですがけれども、その点、受け入れていただけるかどうかの判断をするための相手の事業所の内容を知るためには、その指定前のものをいただいて判断をさせていただいているというところです。

(竹内委員長) よろしいでしょうか。

(大鳥委員) あのね。

(竹内委員長) 再質問ですか。どうぞ。

(大鳥委員) 利用者から利用したいという申し出があって、空いているかどうか決めるというのは、それは実際に入る場合のいわゆる手続きですよ。これ運営規程ということで、小金井市が例えば三鷹、国分寺、清瀬にある施設を市民に利用するということについて、きちんと指定すると、小金井市として。そういう場合の資料としてこれでいいのかということを知っているんですよ。

それから、ついでにもう1点聞きますけどね、もう既に利用者はいるんですか、いないんですか。

それでね、これ文書を受け取ったのが去年の、23年の10月ですよ。約半年たってきょうここで協議しているんですけど、何でこんなに、23年の9月とかそのところに文書を受け取っているのにきょうになってしまうのか。ちょっとよくわからない、そういう手続きが。

(竹内委員長) 今、再質問がありましたので、答弁をお願いします。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。先ほど冒頭にもお話をさせていただいたとおり、これが市内の事業所であれば、当然、内容についてうちのほうで詳細にご審議いただくような形になったと思います。ただ、一定市外の事業所に関しましては、その運営内容等含めまして相手の市町村のほうで同じような委員会等で、その事業所が指定に値するかどうかの判断をしていて、指定をされているわけですね。

ですので、あくまで市外事業所の場合には、こちらのほうで指定事務というものを先に実施をさせていただいて、その後、こちらにはその内容について報告をさせていただき、ご了承いただいた後で実際の正式な指定という形で行っていくということです。

(竹内委員長) 大鳥委員、よろしいですか。

(大鳥委員) ちょっとね、よくわからないんだけど。もう既に小金井市民もそこで利用していると。で、きょうのこの申請指定の協議というのは、あくまでも形を整えるだけの協議になるんですね、そういう意味では。

(事務局) 冒頭、森谷のほうからご説明させていただいたとおり、他市にある地域密着型の事業所の指定に関しては、当該専門委員会の承認を平成19年のほうに受けておりました、指定をしたということは事後報告でいいという形になっております。

したがいまして、今回、この指定をさせていただいたのは昨年9月であったり10月であったりするところなんですけれども、これを指定する前に委員会を開くとなると、毎回委員会を開いて、指定のここで承認を得なければいけないということで事務が繁雑になってしまう部分もありまして、国のほうからQ&Aとして、他市の事業所については事後報告でも良いこととなっています。ただし、指定を諮る委員会で、他市の事業所については事後報告とさせていただきますというきちんとした承認を得ておくこととQ&Aで示されておりまして、それで、そのQ&Aに基づいて、平成19年にこの委員会で承認のほうを得ておりました、それ以降は他市事業所については事後報告、あくまでも指定をしましたという報告の形を取らせていただいている状況です。

以上です。

(大鳥委員) あのね。

(竹内委員長) 大鳥委員、どうぞ。

(大鳥委員) 実は、まあ、その都度その都度開催するのは煩雑になると、事後報告でもいいと。それはまあわかるんですけど、せっかくこういう委員会が、専門委員会等があって、それで既にもう指定しているんだけど、後追いで私たちに協議に付されたのは半年後ぐらいになると。これからもそういうことだとすれば、報告ぐらい、清瀬市にこういう24時間型の例えば訪問介護ができましたよ、小金井市も、空きがあれば利用できるようにしましたという報告が、介護保険運営協議会にあってもいいんじゃないか。例えば3カ年計画をつくる時に、24時間型の訪問介護のあれがまだ小金井にはないという認識が、みんなの中にあるんじゃないですか。ところが、実際は、小金井にはないけれども、小金井が實際上、指定している他市にこういうことをやっているところがあるんだから、空きがあれば利用できますよということの情報ぐらいあってもいいんじゃないかと思うので。どうなんでしょうかね。

(竹内委員長) よろしいですか。

(介護保険係主任) 事務局の岡本です。

(竹内委員長) どうぞ。

(介護保険係主任) すみません。地域密着型のサービスの、まず前提といたしまして、認知症等を患われた方などは、ご自身が住みなれた地域で生活を続けていくためのサービスとして平成18年に新設されたサービスでございます。なので、原則、例えば小金井市民の方が清瀬や府中や三鷹とか、新しく地域密着型ができたからそこを使わせてくれと言っても、基本的には使えないサービスなんです。地域密着型の事業所は、あくまでもその所在地の市民の方が使えるサービスというのが大前提でございます。

今回みたいに、大前提はあっても、例えば府中に家族がいて家族が引き取りたい。そして、家族が住む近くにある地域密着型サービスを使わせたいというご要望があった場合、保険者同士で協議をさせていただいて、こういう経過があるのでその事業所を使わせてくれないかという依頼をこちらから出します。相手側の市町村から、そういう理由だったら使ってもいいよという了解を得た上で、指定をさせていただくものです。

したがって、他市に新しく事業所ができた、だから、皆さんどうぞというお知らせはできないんですね。

(大鳥委員) そんなこと言ってない。なぜこの委員会には半年後ぐらいになるんですかって聞いているんですよ。

(竹内委員長) 事業の性格上、おくれるのはやむを得ないけれども、もう少し、何回か近いところで開けないのかという質問だと思うんです。申請、これ見ますと、23年6月から24年1月までの間にちょこちょこ申請出ているわけですよ。その都度開くのは煩雑だから、今回まとめてやったんだろうと思うんですけれども、もう少し前になぜできなかったのかという質問ですが。

(介護保険係主任) そうですね。確かに年度末でまとめて報告という、大変申しわけない部分があるんですけれども、事務局としては、委員会の開催回数は年、大体、何回程度と想定をしまして、市内に地域密着型が新しくできることも考えながら、委員会を開いているところなんですね。市内に、例えば、認知症対応型通所介護ができますというか、やりたいという事業所さんがあらわれた場合、市内の事業所についてはこの委員会での審議を経て指定をしていくという手続きが必要なため、どうしても委員会の開催回数を取っておかないといけないという部分もございました。

今回については、この報告の前に、こちらの不手際で1回開催がなくなってしまったので、こんな3月の年度末1回という、大変申しわけない事態になってしまったんですが、通常はもうちょっと、年2回、3回開催させていただくのが例年の流れとなっておりますので、今年度については、ほんとうに大変申しわけないと思っております。今後はもうちょっと頻繁に開催させていただければと思っております。

以上です。

(竹内委員長) はい。じゃあ、大鳥委員、よろしいですか。もう少しタイムリーに、今後はきめ細かに開きたいと当局も言っておりますので。

(大鳥委員) 私もね、そんなに何回も何回も開けとは言っていないんですよ。大変だろうから。ただし、実際に指定されて、委員がいるわけです。それで、運営協議会も何回か開いているわけです。そういうときに、資料としてこういうところがこういう事業を開始しましたと。小金井市としては指定したいと。正式には委員会で協議していただきますけど、指定して、小金井市民が利用できるようにしたいというぐらいの情報は、この委員にあっていいんじゃないんですかって聞いているんですよ。



(竹内委員長) そういうご意見でございますので、今後、検討課題というふうにさせていただきたいと思います。

じゃあ、伊藤委員、大変お待たせしました。どうぞ。

(伊藤委員) 伊藤でございます。今のお話に、多分かかわることだと思いますが、一番最初に介護福祉課長がおっしゃったことは、今日は事後報告だとおっしゃったというふうに聞いてますので。そうすると、案内をそういうふうに最初からすれば問題ないので。もしここで討議して変更することはないんですよね。

(介護福祉課長) 規程自体については、変更することはありません。

(伊藤委員) ですよ。ですから、そうであれば。

(介護福祉課長) 大きな瑕疵がなければ。

(伊藤委員) 大きな瑕疵も小さな瑕疵も、文言は一つも変えることはできないはずだと思います、事後承認であれば。ということが最初に決まっていますのであれば、あくまでこれは報告だというふうに言うておけば、今のようなご質問は出るはずがないんだと思いますし。

と同時に、それをこのご案内、最初の報告でとなっているけれども、もし重大に瑕疵があれば、今後討議する予定もあるというふうな文言でも入れておけば、今のようなことは起こらなかったとは思いますが、それが1つ。

あと1つは、もっと簡単なことなんですけど、もし私の家族が不幸にしていただきますか、年を取ってこの介護を受けるといった場合は、私は一番最初に、当然、ここで介護か何か聞きますね。で、小金井が全部満員だと、入るところないというときは、この武蔵野になるのか、どこでしたっけ、小平かわかりませんが、それは順番に市のほうでやっていただけるということによろしいんですか。

(事務局) あくまでですね、介護保険のサービス自体は、例えば介護のまずは認定を受けていただくというのは、市にさせていただく形になります。

(伊藤委員) はい。もちろん。

(事務局) 認定を受けていただいた場合には、例えば在宅のサービスをご希望ということであれば、ケアマネージャーがついてその方に必要なサービスというもののプランが立ちます。で、その事業所の案内ということは、基本的にはそのケアマネージャーと相談していただきながら紹介をしていただく

という形になるんですね。

ですので、市内にどのような事業所があるかというものにつきましては、市のほうで資料を用意しておりますので、そういうものをご提供しますし、もちろん、定員がいっぱいでほかのということになれば、市外にどのような事業所があるかどうかということはお案内できますが、実際に空き等を探していただくのはご家族であったり、あとご相談については各地域の地域包括支援センター等の職員もご相談に乗れるようなことになります。

(伊藤委員) ということを私に教えていただけるわけですね。

(事務局) はい。

(伊藤委員) 要は、私の母が、まあ、認知症になったと。で、いわゆるいろんなことをお願いしたいというのでケアマネさんをお願いしたら、伊藤さん、すみませんが、小金井市は残念ながら満員で、どこかへ入ってくださいというときに、ケアマネが偶然、よくジャパンケア武蔵野のほうを知っていたので、そちらがこうこうこうだったらと言われた場合は、市にご相談申し上げて、今度は私がそちらのほうに行ってお願ひすればいいということによろしいですか。

(事務局) 空きがあるというところを確認していただいて。

(伊藤委員) その確認というのが。

(事務局) 指定をしてほしいということになれば、また保険者同士のお話になります。

(伊藤委員) ということになるわけですね。はい。わかりました。

(竹内委員長) よろしいですか。ほかにいかがですか。はい。どうぞ。

(畠山委員) 畠山です。

(竹内委員長) 畠山さん。

(畠山委員) 小規模多機能ケア米沢の家というのが出てくるんですけども、これは長野県の茅野市ですよ。先ほど大鳥委員からもご質問出ていましたけれども、いわゆる地域の人、例えばこのあれですと、事業所は通いを中心としてと書いてあるわけですね。小金井から茅野。小金井の市民が茅野市に、当然、通うことはできないわけですから、それだったら住所変更をしようとか、あるいはそうじゃなくて、ここに出てきます、宿泊サービスの利用定員7名とあるんですけども、この宿泊サービスのみが小金井市民が

利用できるというふうに考えていいのか。そこがちょっと私、わからないので。ここに関しては宿泊のみですよ、宿泊のみの利用が可能ですよというふうにしてもらえれば、ああ、そうなのかなと。あるいは、住所変更すればまたいろんなサービスを受けられますよというのか。その辺がちょっとわからなかったということが1つ。

もう1点ですけれども、ジャパンケアの武蔵野と小平、このいわゆる利用料金なんですけれども、1、2に対して1万700円出ていると思うんですけれども、その次の、国分寺の日本夜間介護センター西東京は2,954円って表示されていると思うんですけれども、この利用料金。サービス内容は同じですけれども、利用料金がどういうふうに違うのか。あるいは利用料金は同じですよというのか。その辺の説明をしていただければと思うんですけど。

(竹内委員長) はい。

(給付担当主事) 事務局の森谷でございます。

(竹内委員長) お願いします。

(給付担当主事) 長野県茅野市の小規模多機能型ケア米沢の家についてなんですが、これは宿泊サービスだけを利用されている、介護サービスだけを利用されているというわけじゃなくて、こちらで提供されているサービスを通常どおりご利用いただける形に伺っております。で、住民票は長野のほうに移されてはいらっしゃるんですけれども、一時的な滞在ということで今、長野のほうにいらっしゃるというところ。ただ、介護の必要がある方でございますので、東京のそれまでの地元の介護事業者などとも連絡を取りつつ、どういったサービスが必要なのかという情報を得ながら、サービスを提供するというところでございました。

それから、夜間対応型訪問介護の利用料金についてなんですけれども、株式会社日本夜間介護センターの方についてはジャパンケアと違いまして、料金としては支援サービスが、単位数をパンフレットのほうに……。これでいきますと32ページになるんですけれども、こちらの右下のほうですね、1カ月につき2,760単位(包括報酬)という形でご利用いただいております。これを使ってご説明をいただけるということなんです、これは計算いたしますと、小金井市内ですとサービス全体で2万9,532円で、利用者負担はその1割なので、月々2,954円となります。

この報酬体系の違いなんですけれども、ジャパンケアさんについてはいわゆる歩合制というのでしょうか、ケアが必要なられて利用者の方がケアコールボタンでお呼びになる。それが何回あったかというところで回数によって値段が変わってくる仕組みでございます。これに対しまして国分寺の日本夜間介護センターさんにつきましては包括報酬でございますので、月々、利用者負担ですと2,954円で、言葉は適切ではないかもしれないですけど、何度呼ばれてもその料金で対応するというような仕組みでございます。

以上です。

(竹内委員長) よろしいでしょうか。ほかに。

(中里委員) 中里でございます。

(竹内委員長) どうぞ、中里委員。

(中里委員) 例えば、今、自分が利用している事業所が夜間対応型の訪問介護をやっていない場合は、それは横の連携で組み合わせて利用というのは可能なんでしょうか。

1人のケアマネージャーが大体スケジュールを立てますよね。そうすると、私は母親を地域密着型の小規模多機能に入れていた時期があるんです、自分が勤務が忙しくてですね。そのときは、小規模多機能はいかにも包括的に全部してくれるというようなイメージがあって、急いで事業所を変更してそちらに入れたんですけれども、結局、そちらで宿泊を全部見てくださるとか——料金は別にして、自己負担であってもです——昼間ってというのはある程度事業所の言うなりにならないと進まないんですね。そうしたら、その部分を今までの訪問介護を受けたいとかと言いましても、それは連携ができない、どちらかを選んでいただくしかないと言われてまして、元に戻すわけにもいかず、非常に困った経験があるんです。

それが3年前ですから、改善はされてきているのかな、その後において変わってきているのかなということも考えられますけれども、初めの質問に戻りますと、夜間をやっていないときに、今通ってきている事業所と合わせて、夜間はこちらからとか、この部分は小規模多機能にとかって、そういうふうな連携でお願いすることは可能なんでしょうか。

(竹内委員長) はい。答弁をお願いします。

(給付担当主事) 事務局の森谷でございます。

小規模多機能型の居宅介護と夜間介護型訪問介護につきましては、小規模多機能型居宅介護自体がすべてのサービスを、ある意味、囲い込みをした形で、ケアプランから居宅サービスからすべて一括して対応させていただくというところが一つの利点でございますので、現時点でも夜間対応型訪問介護との併用というのにはできないはずでございます。これは夜間対応型訪問介護の特殊性というよりは、小規模多機能型居宅介護というのが、今申し上げたように一括してサービスを提供するというような形が想定されておりますので、そこに起因するものでございます。先ほどおたずねいただきました、例えば昼間の訪問介護と夜の訪問介護、夜にも介護が必要な方が併用できるかという形になれば、その方の必要性に応じてプランの中に組み込まれれば、それは可能でございます。

以上です。

(竹内委員長) よろしいでしょうか。

(中里委員) そうしますと、やはり小規模多機能型はまだちょっと、制度として、こう申したら失礼なのかもしれないんですが、未熟な部分があるといえますか、キャッチフレーズに、何というんでしょう、そちらのほうにすべてを移してしまいますと非常に使い勝手が悪かった記憶がございます。それは感想なんですけれども。

そういう意味では、それらがもっともっと、囲い込みをしているのであれば、その人をフルに全体的にサポートしてくださる制度になってほしいって、これはもう切に希望いたします。

以上です。

(竹内委員長) ご意見でよろしいですか。

(中里委員) はい。

(竹内委員長) ありがとうございます。

それでは、お待たせしました。鈴木委員、どうぞ。

(鈴木委員) 鈴木です。今回の地域密着のこの指定の6事業所に関しましては、私といたしましては他市の方々がご協力いただくということは、大変ありがたいことだと思っています。市内には、やはり少ないということと、あとサービス事業者の立場からしますと、経営が非常に難しいサービスが軒並み地域密着型だと思っています。

私は、18年度にこのサービスができたときに非常にこれは難しいだろうなと。ほんとうに地域の方々が地域のところで過ごすというのは、理想は理想ですけれども。経営としても、それから地域で住めない方々というか、ご家族の関係で、例えば先ほどの長野の方などは私どものほうにもいらっしゃいましたけれど、期間で、夏場はどこどこ冬場はどこどこというように、家族の関係上、サービスをそうやって利用しなければいけない方々がいらっしゃいます。そういった意味で、他市のご協力をいただけることはほんとうに理解しなければいけないことです。小金井市もまだ足りないですけれども、小金井市で空いたときにも他市の方が利用できる柔軟性は、やはりこれからも必要ではないかと、非常に、皆様のご意見を伺っていて思いました。

以上です。

(竹内委員長) ありがとうございます。伊藤委員、お待たせしました。

(伊藤委員) 伊藤でございます。確認なんですけど、先ほど大鳥委員から、清瀬市の住民票を有している等々とありましたが、これをつくった段階ではこういう状況だけど、最終的にこれがこうなったよと、我々が報告を受けるときはこの文言は何らかの格好で変わるんですね。

(事務局) 今回の委員会においてご指摘を賜りましたので、そのほうが、変えていただいたほうがわかりやすいということであれば。

(伊藤委員) 違う、変えていただいたというんじゃなくて、変えなければ。もし私が清瀬の市民であれば、小金井の市民がここを使ったら、ぼくは多分手を挙げて、おかしいじゃないかと言うかもしれませんね。

であれば、このところは、清瀬市が清瀬市及び小金井のとか、清瀬市の認めたエリアのという文言があればわかるんですけど、そういうふうに変われば、彼が質問した内容はOKと思うんですが。最終的にこれが、例えばですよ、今度こういうときに、今度出ましたよ、結果的にこうなりましたというときにこの文言と同じであれば、質問された内容は全く無意味だったし、今おっしゃっていることが、清瀬からすれば、小金井の人がなんでいるの、入れないよと言われてたら、幾らここで討議して事後承諾しても、この話がほとんど無意味になりますよね。それはどうなんですかね。間違いなくここは変わるというふうに保証はできるわけですか。

(事務局) この点については、こちらから事業者さんに対してお願いすると

いう……。

(伊藤委員) ということは、それはあくまでお願いベースなんですね。

(事務局) まあ、私どもは……。

(伊藤委員) 我々はあくまで清瀬にお願いするのだからあんまり大きなことは言えませんが、あちらこちらへお願いするので言えませんが、まず心から感謝なんですけれども、もし私が清瀬市民であれば、さっきの何だったか、茅野の市民であれば、何でほかの人を入れるの、だって、おれんち入れなかったのって言う人がもしいたとして、清瀬市で同じ会合があったら、そこでイエスとは言えなくなりますよね、清瀬市のほうとしては。多分、清瀬もこれと同じような会合をやっていると思うんですが。

だから、揚げ足を取るようで悪いんですけども、そういうふうにするのかしないのかによって、全くこれ、違ってくると思う。だって、もしこれが清瀬市以外の方、要するにだめだということが書いてあるわけですから。であれば、はなから幾らここにリアンシェール清瀬って入れたって、清瀬が使わせないというか、こう言ったら悪いですけど、ご担当の方のあれでだめになったら、小金井さんだめですよと言われてたら、それアウトですよ。

(給付担当主事) 事務局の森谷でございます。

先ほど手続きの流れの中で説明させていただきましたが、まず、清瀬市さんのほうから小金井の利用者の方が入所されることにストップがかかるということなんですけれども、これについては、まず指定をする前の段階で清瀬市には文書で、小金井の方が利用を希望されておる、他市の状況もあるけれども、利用してよろしいだろうかとお伺いをまず立てさせていただいて、それに対して清瀬市さんのほうから同意をいただいた上で指定をさせていただいておりますので、この部分について後から何かストップがかかるということは考えにくいです。

(伊藤委員) わかりました。

ただですよ、正式に言えば、清瀬市のご担当の方々がこの文言、第6条の(1)があれば相談したりどうこうできるというための、一担当者ができる話じゃありませんよね。清瀬市として——小金井市でも何でもいいんですが、清瀬市の住民票を有している清瀬市民である高齢者以外は、この文言でいけば入れちゃいけないことになっていますから。ここで清瀬のことを話すこと

はどうかわかりませんが、その、できるものなんですか。私は民間ですから、民間ではできますが、こういう公の機関はちょっとわからないんですけど。幾らもしあなたがおっしゃっても、向こうの担当の人が、こうなっているからと言われたら、この文言、条項があれば、決して入れませんよね、幾ら何だって。

(中里委員) ちょっと。

(竹内委員長) 関連ですか。

(中里委員) 関連なんですが。

(竹内委員長) じゃあ、関連質問。どうぞ。

(中里委員) 中里でございます。これは清瀬の一事業所の運営規程って考えてよろしいんですよね。清瀬市の事業ではないですよね。

(事務局) 違います。

(中里委員) ですからそういう意味では、清瀬市が決めたということではなくて、この事業所ですので、それほど大きな、何と言うんでしょう、制約とかがない。

(竹内委員長) わかりました。

(中里委員) それが1つと、この事業所さんがこれをつくられた事務的な部分もあるかと思うんですが、この辺、原則として云々というのが、役所の文言であればつく。

(伊藤委員) でしょうね。

(中里委員) ただし、もっと丁寧であれば、ただし、例外を除くというような。そういうふうにとらえてしまえば……。

(伊藤委員) いや、いいんです。とらえるのは、全部とらえているんです。とらえているんですが、もしこのリアンシェール清瀬が、清瀬市はいいと言ったとして、清瀬市はあんたのところを認めたと。でもこここのところ、このリアンシェール清瀬の方がこの条項を盾にとってノーと言われた場合は入れませんよね、いくら言ったって。ここは入れる義務はありませんよね。であれば、今おっしゃった、そういう文言をね、さっきおっしゃった、私のとった感じでは、そういう文言を加筆されるものと思って確認をしたんです、今。

(竹内委員長) じゃあ、合わせて答弁してください。



(中里委員) それは事業所が断るのではないんだ、これを盾に取ってと。

(伊藤委員) いや。断ることはできますよねと——断るかどうかわかりませんよ。断ったとしても、清瀬は、清瀬市としては……、この事業所が断ったとしても、清瀬がここと契約している以上は、個人的に気分を害したとしてもですよ、でも清瀬市はできませんよね、ここがもし断ったら、この文言があるのであれば。

(中里委員) はい。

(伊藤委員) であるのであれば、それはさっきおっしゃったように、公の機関がよく使われるように、おっしゃったように、いわゆる除外事項か何かを設けているところがいいのではないかと思うので、それをこの会としてはですよ、もし可能なのであれば、そういう文言に変えてもらうということ、果たしてリアシェール清瀬に言えるのか。清瀬市に言うのかわかりませんが。そうされたほうが賢明であろうというふうに憶測します。

(竹内委員長) どうぞ。

(事務局) 基本的には、この指定に至るまでの間、当然、利用者様がその該当の事業所を使いたいという意思があって、内々には、事業所とのやりとりが事前にあると考えています。で、その事業所についても、空きがあれば受けられるというような状況での、先ほどの言った、保険者を通しての確認をさせていただく。

(伊藤委員) でもね。すべてもう理解しています。現実までわかります。ただ、であれば、ここは「原則として」という文言を入れておいたほうが——私が心配する必要ありませんが、この事業所と清瀬市と小金井市はうまく回ると思いますよと言っているだけです。

(事務局) はい。運営規程に関しましては、先ほど中里委員のほうからもあったとおりに、基本的に事業所の運営規程です。で、先ほど来お話ししているとおり、市として外部、市外の保険者である私どもとしましては、そこについては変更のお願いをしていくような形になります。ただ、実際にしていただけるかどうかというところにつきましては、事務処理上のことで、例えば相手の事業所が、そこまでしなくても、うちは受け入れたからにはサービスは提供するということでのもとにありますので、それについては強制ができる場所ではないと思っております。

(伊藤委員) しつこいようですけれども……。

(事務局) こちらからはお願いと。

(伊藤委員) そうですけどね。もし私が一清瀬市民であった場合、偶然これを見てですよ。もし清瀬市に対し、例えばこのリアンシェール清瀬に、どうも小金井の方のおじいさんが3人入っているようだけでも、清瀬市ここは契約上はこうなっているにもかかわらず、なぜ入れたのかと言った場合、清瀬市は多分、返答できないと思いますよ。

であれば、それを、ここじゃなくて結構ですから、この段階の前にご検討いただいております、そして、もしできるならばそうしておいたほうが、私としては賢明だと思うだけです。

(事務局) はい。ご意見として承って、検討させていただきます。

(伊藤委員) はい。

(竹内委員長) それでは、今の件は検討課題とさせていただくということで、よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。藤井委員、どうぞ。

(藤井委員) 委員の藤井です。先ほどの鈴木委員の話、私も同感なんですけれども、事業所としまして夜間対応型訪問介護、非常に参入に難しいというふうに思っております。

今回、3つの事業所の指定がされましたが、質問の1つとしましては、そのほかに小金井市においては何か所ぐらい指定をされているのか。

今回の3カ所の指定なんですが、例えば一番最初のジャパンケア武蔵野、3ページ目になりますが、3ページ目の真ん中からちょっと下のところに従業者の員数とありまして、定期巡回サービスが兼務3名、非常勤は2名と。この3名、2名がそのまま、随時訪問サービス兼務で3名、2名と入っています。専従は定期に1名、随時に1名入っているというような計算をすると、7名の方が夜間に対応できるヘルパーさんだと考えられます。

そういうふうにして見ると、小平のジャパンケアは、これは15ページで4名のヘルパーの方が対応すると。そして国分寺、26ページですけれども、これは2名のヘルパーさんが対応するというので、今回、夜間の対応ができるヘルパーさんは合わせて13名という形になります。ほかの事業所があると思いますけれども、夜間の対応ですね。今後、介護保険の改正が始まって在

宅のシフトが始まり、夜間の重い方を看る体制が小金井市としてはどうか。

2番目の質問としては、こういった夜間対応型の訪問介護をやりたいというような手が挙がっているような動向があるかどうかですね。それをちょっとお聞きしたいんですが。

(竹内委員長) 答弁をお願いします。

(給付担当主事) 事務局の森谷でございます。

(竹内委員長) はい。どうぞ。

(給付担当主事) 今回、この指定された3つの夜間対応型の事業所以外に、指定を受けている事業者があるかということですが、現在、小金井市に対してサービス提供していただいている夜間対応型の訪問介護事業所はございません。この中の例えば指定でありますとか事業活動その他の事業参入の動向ということなんですけれども、現時点では、こちらの夜間対応型訪問介護の需要の部分なんですけれども、例えば先ほど当初のご説明の中で申し上げました利用予定者数ということで、ジャパンケアサービスの、例えば武蔵野さんですと、武蔵野市以外の事業者さんには150名を予定されているわけです。確かに三鷹市の利用者さんもいますけれども、小金井市の現在の実績は14名。予定者数で、半分に満たないというところでございます。

そうした形の中で夜間対応型訪問介護事業というのはなかなか需要の伸びが、伸びてこないということがありますので、そういった実績等も見極めつつ、私どもといたしましては、整理したいと考えております。

特にこちらの地域参入の意向というところでもあるんですけれども、なかなか参入自体のハードルが高い事業でもございますし、さらに需要の部分でなかなか不透明な部分も多いということで、現時点では特に積極的に展開を希望されているような事業者さんはいらっしゃらないという状況です。

以上です。

(竹内委員長) よろしいですか。

(藤井委員) はい。ありがとうございます。

(竹内委員長) ほかにいかがでしょうか。はい。大鳥委員、どうぞ。

(大鳥委員) 実はキャンセル料のことなんですけど、これはジャパンケアサービス東日本の場合のキャンセルは利用料金の1割自己負担分だと思うんです

が、これはキャンセル料としてかかると。ただし条件が、前日の正午まで。だから、これはここだけじゃなくて、大体1割というのが基本になっているんでしょうかね。

(竹内委員長) 9ページですか。

(大鳥委員) すみません。21ページに。

(竹内委員長) 21ページですか。

(大鳥委員) キャンセル料が出ているんですけど。

(竹内委員長) キャンセル料の質問です。どうぞ。

(給付担当主事) 事務局の森谷でございます。

(竹内委員長) はい。お願いします。

(給付担当主事) 相場というご趣旨かと思うんですけれども、先ほどのお話の中にちょっと出ましたけれども、この夜間対応型訪問介護型事業というのは参入自体がなかなか難しい事業でございまして、現時点でこの事業を展開されている事業者さんの数自体がそれほど多くないというところがございます。今回ご報告申し上げましたジャパンケアサービスという会社自体が、夜間対応型訪問介護事業ではかなりのシェアを有しているところでございますので、こちらのジャパンケアサービスのほうで1割というようなことを記入しているということは、実質上、ほぼ大勢がこの料金になっているという状況です。

(竹内委員長) ほかにいかがでしょうか。

それでは、特にないようですので、ほかに質問がなければ管外、市外事業所6事業所の指定について、この6事業所をこの指定の承認をすることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(竹内委員長) ご異議ないようですので、6事業所の指定については、事後になりますけれども、承認することと決定をいたします。

次に、(2)その他についてに入らせていただきます。事務局より説明、お願いいたします。

(介護福祉課長) 関連のほうの委員会の運営につきまして、幾つかお願いをさせていただきたいと思います。

ことし、平成24年4月1日から介護保険制度と介護保険の報酬についての

改定が実施されることになっております。これに伴いまして、平成24年度以降、こちらの委員会にお諮りしてご審議いただく事項が幾つかございますので、事前にご案内をさせていただくものでございます。

これまで地域密着型介護保険事業は、平成18年のサービス創立以来、保険者である市区町村が指定権限を持っております。こちらにつきましては介護保険法の中で規定がございまして、地域密着型の介護サービス及び予防サービスについての運営等の基準というものがございまして、そちらにのっとりて事務を遂行してきたところですが、今年4月の制度改正において介護保険法の規定、該当の第78条の4と第115条の14の規定というものが改定されます。

これまで指定の基準は、「厚生労働大臣が定める」とされていたものが、市町村の条例で定めると改めるという形になりました。この「市町村の条例」で定める基準に関しましては、介護保険法同条の第6項の規定によりまして、その制定に当たって、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の方の意見を反映させ、及び学識経験者を有する方たちの知見の活用を図るための必要な措置を講じなければならないとされているところです。

この各条例の制定に関しましては、24年4月1日から1年を超えない期間において条例が制定施行されるまでの間、厚生労働省令に定める基準を条例に定める基準と見なすという経過措置が置かれているところです。

ですが、制定の事前に、小金井市においてはこの委員会にお諮りしてご審議をいただくために、来年度、平成24年度中の早い段階で準備を始めさせていただく必要がございます。次回以降の委員会で、順次、市から案をお示しして、委員の皆様のご意見を賜りたいと考えております。

次に、今回の介護保険の制度の改正で盛り込まれましたものの中に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の実施というものがございます。こちらのサービスにつきましては、改正介護保険法の第8条15項に定義が示されています。居宅で介護を受けていらっしゃる方に対して定期的な巡回訪問、またはご利用者の方から随時通報を受けて、その方のおうちへヘルパーが伺って行う介護と、あとは看護師等が伺って療養上のお世話をさせていただくような内容のものです。

定期的な訪問や、緊急性の高いものについて、必要に応じて介護または看

護職の人が短時間で自宅に駆けつけてサービスを提供するというような内容で、在宅介護の限界点を底上げするものとして、位置づけを考えている新サービスということで説明を受けているところです。

小金井市としてもこちらの介護と医療を連携したサービスの必要性は、今回計画を立てている中でも、高まっているという印象を受けております。そのため、3月末に策定いたします第5期の事業計画の中でも、そちらの推進を図っていくということにしております。

この新設された定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスについては、実施を希望する事業者の指定に際し、特に必要と認めるときは公募により行うものと規定されることになっています。

この公募についてですけれども、先日発令されました平成24年厚生労働省令第11号第131条の15において、市町村長は、選考基準を設け、当該基準を公表するとともに、当該基準に基づいて選考するべきとされています。

このような状況を踏まえまして、小金井市において定期巡回・随時対応型訪問介護看護を実施する事業者を指定する前提として、事業者の応募、それに先立つ公募基準の制定が必要となってきます。現時点におきましては公募実施の有無、公募基準の策定期間を含め、未定ではございますけれども、平成24年度中の実施を目指しておりますので、早々に、こちらの公募基準の制定に関しましても皆様のお力をお借りすることになりますので、あらかじめご連絡をさせていただきたいと思っております。

ほんとうにもう、4月に入って新年度が始まりましたらできるだけ早い時期に案をお示しするような形で考えておりますので、またこの会議の場でいろいろご意見を賜りと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(竹内委員長) ありがとうございます。制度改正に伴う、本委員会への事業計画に関連するお話がありましたので、これについてご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

相原委員、どうぞ。

(相原委員) 1番のことについてなんですけど、例えばどんなようなことをこの場で審議するような形になるんですかね。

(竹内委員長) どうぞ。

(介護福祉課長) 今お話ししたとおりに、本来、この4月から市が条例をも

って、それぞれ地域密着型サービスの指定の基準というものを、今まで国が持っていたものを市で持ちましようとなっているんですね。ただ実際には、国のほうで一定の基準があって、その中で保険者が決められるものとか、あとは、一応、国の基準を参酌して守らなくてはいけない方向で示されているも、ある程度、市のほうで自由度が利く部分がございます。そういった部分を国の指定に合わせていくのか、もしくは市の独自の基準にするのか、等々あるかと思えます。ただ実際には、国の基準等を見ながら、あとは状況を勘案しながら進めていくような形になりますので、市で自由度が利く部分について、ご意見を賜るような形になるかと考えているところです。

ただ実際には、私どももこれから詳細を勉強しながらご提案させていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

(竹内委員長) よろしいですか。

(相原委員) はい。

(竹内委員長) ほかにいかがでしょうか。

そうすると、具体的には何月ごろに次の委員会を開くとかということは、いかがですか。

(介護福祉課長) できればですね、6月ぐらいまでには1度この会議を開かせていただいて、先ほどの2点目の定期巡回型の関係の公募基準等ご提示ができればと考えていますので、大体、来年度につきましては2回ないし3回ぐらい実施をさせていただくような形になるかと思えますが、今の時点は春というか、6月ぐらいまでに1回、10月ぐらいまでに1回。あとは、ちょっと議会の関係で恐縮なんですけれども、条例制定につきましては議会のほうに最終的にかける形になります。その議会に上げる条例案を皆様にご意見をいただくような形になりますので、先ほどお話ししたとおりに、経過期間というものが1年設けられていますので、平成25年の3月末までには議会で条例を認めていただかなくてはならないような都合上、多分、最後、条例案の確定に関しましては24年度中、2月ごろまでにはまとめさせていただければと考えていますので、最終の会議もそのころになるかと考えているところです。ただ、そちらにつきましてはスケジュール案等、でき次第お示しできればと考えているところです。

(竹内委員長) ありがとうございます。ただいま、平成24年度の中で二、

三回委員会を開いていただきたい。時期としては6月ごろまでに1回、10月ごろ、12月ごろという説明でございました。これに関連して何かご意見等ありますか。よろしいでしょうか。

それでは、そのほかに事務局からの連絡事項がありましたら、お願いいたします。

(介護福祉課長) 特にございませぬ。

(竹内委員長) 特にないですか。はい。

ほかに委員の皆さんから何かご意見、質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ございませぬようですので、以上をもちまして平成23年度第1回地域密着型サービスに関する専門委員会を終了させていただきます。

どうもご協力ありがとうございました。